

住民監査請求に基づく監査の結果（概要）

年度	住民監査請求提出日	請求内容（要旨）	請求の受理（却下）状況	監査の結果及び要旨
22	平成22年10月4日 〔請求人： 市民7名〕	政務調査費は、政務調査以外の経費に充てることは禁止されているにも関わらず、タクシー代の用途が不明である点、人件費に対する成果品が確認できない点、ガソリン代の領収書が明細内容不明である点など、政務調査に使用されたものであることを証するに足りない。よって、生活補給金的に交付された政務調査費について、市長に対して違法・不当な公金の支出による損害を補てんするため、各議員に対してそれぞれの金額を返還させる等の必要な措置を講じるよう求める。	平成22年10月13日 「一部受理(一部却下)」 平成18年度分及び20年度分にかかる請求については、地方自治法第242条第2項の規定に基づき、請求の対象となる行為があった日又は終わった日から既に1年以上が経過しているために「却下」し、平成21年度分にかかる請求についてのみ「受理」した。	平成22年12月3日 「棄却」 平成21年度政務調査費にかかる返還請求額2,983,294円のうち、本請求受理以前に自主返還されたものを除外した額を監査対象としたが、監査期間中にさらに自主返還がなされ、最終的な監査対象額は398,337円（人件費1件126,575円、ガソリン代4件271,762円）となった。監査対象について、地方自治法の規定に基づき制定された加賀市議会政務調査費交付条例並びに加賀市議会政務調査費交付条例施行規則、政務調査マニュアルに定める交付要件、用途基準等により、関係書類の調査、関係職員・関係人からの事情聴取及び追加提出資料等により監査を行ったところ、違法・不当な支出と認められるものはなかった。よって、本請求には理由がないものと判断し、これを「棄却」した。 【監査委員意見】 ◎ 昨今の地域主権化の流れの中で、一段と自主自立に向けた自治体運営が求められており、議会及び議員が果たすべき役割も益々大きいものがある。したがって、議員による自治体政策の調査研究も一段と充実する必要があり、その意味でも、この活動の裏づけとなる政務調査費の意義も今まで以上に大きくなると考えられる。しかしながら、逼迫した昨今の市財政事情の中にあつて住民の視線は極めて厳しいものがあり、住民の納得と信頼を確保するためには、現行用途基準には、なお、見直しの余地があると思われ、これまでもつとに指摘してきたところである。したがって、議会議員政治倫理条例や議会基本条例制定の趣旨を踏まえ、政務調査費支出基準の厳格化に向けた見直しに、速やかに取り組まれることを望みたい。 ◎ 政務調査費の収支報告書及び証拠書類については、議長が調査した上で、その写しが市長へ送付され、これを受けて市長は政務調査費の支出に不正があれば返還の措置を講じることができる仕組みとなっており、交付を受ける議会と公金を支出する市当局で政務調査費の適正使用をダブルチェックすることとなっている。しかし実際には、議会事務局が、双方の事務を執行しており、チェック機能が十分働いているとはいえない状況にある。議会事務局においては、議会及び議長を事務執行面で強力に補佐すること、予算執行部局でもあるという二重の重責を担っていることを深く認識し、事務的、形式的なチェックに陥ることなく、あくまでも厳正に事務執行されることを望むものである。

※ 上記の住民監査請求に基づく監査結果の「原本」は、加賀市監査委員事務局(加賀市役所本館4階)にて閲覧できます。